

第6回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和2年5月7日

【決定確認事項】

1 緊急事態宣言延長に伴う今後の町の対応について

国が5月4日に新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を延長したことに伴い、本町においても現行の措置・対応の継続について先に決定したとおり5月31日まで延長することを確認した

2 その他

・酸性電解水（次亜塩素酸性水）の無料配布は、予定どおり5月11日から5月30日まで実施することを確認した。